

2020年 3月吉日

取引先各位

株式会社安田商店

改正フロン排出抑制法施行に伴う対象機器の廃棄時の取り扱いについて

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。2020年4月1日より施行される改正フロン抑制法により、業務用エアコン・冷凍冷蔵機器を廃棄する際の規制が下記の通り強化されます。

- 1、フロン類を回収しないまま機器を廃棄する違反をした場合は、行政処分および罰金が科せられます。
- 2、フロン類の回収が証明できない機器の引渡し、取引は出来ません。

従いまして、弊社の受入処分につきましても基準を下記の通りとし、4月1日より運用させていただきますのでご承知おき下さいますよう、お願い申し上げます。

1、業務用エアコン・冷凍冷蔵機器類の引き取りをご希望の場合、引取証明書の写しが添付されていない機器類の引き取りはできません。

※例えば何らかの原因により、フロン類が抜けてしまっても、回収の証明ができない機器はお受け取りができません。

2、弊社でフロン回収及び機器の廃棄処分をご希望の場合は、フロン工程管理表を機器と一緒にをお持ちください。フロン工程管理表の無い機器類はお受け取りができません。

【重要】お持込および引取り当日のフロン工程管理表の販売は致しかねますので、必ず事前にご準備をお願い申し上げます。

尚、事前購入は以下の問い合わせ先にお問合せの程よろしく願いいたします。

一般社団法人石川県冷凍空調設備工業会：**076-213-5577**

敬具

※ご不明な点は、担当営業にお尋ねください。

お問合せ先：株式会社 安田商店 安田祐佳

0761-55-1321